

## 文化学園国際ファッション産学推進機構専門および運営委員規程

### (目的・任務)

第1条 文化学園国際ファッション産学推進機構専門および運営委員（以下「委員」という。）は、文化学園国際ファッション産学推進機構規程第3条第6項に基づき理事長の諮問機関として、進言や助言することを任務とする。

### (委員の構成)

第2条 委員は、本学園の職員をもって構成するが、専門分野によっては本学園以外の人に委嘱することもある。

2 専門委員の区分と人数をもって構成する。

- (1) 大学 3名
- (2) 学院 2名
- (3) 大学院大学 1名

3 運営委員は次の区分と人数をもって構成する。

- (1) 大学 1名
- (2) 学院 1名
- (3) 大学院大学 1名
- (4) 外国語専門学校 1名
- (5) 法人本部 2名

### (委員の選出)

第3条 前条に定める委員は、専門委員については各部門の長が推薦し、運営委員は各部署の長がこれを推薦し、ともに理事長が任命する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として4月から2年間とするが、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員会の設置)

第5条 業務の遂行にあたって、専門および運営委員会をそれぞれ設置し、代表して次の役員を置く。

(1) 委員長

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

(役員を選出)

第6条 前条に定める役員は、委員の互選によるものとする。

(招集)

第7条 理事長が必要と認めた場合、または委員長の要請があった場合、機構長がこれを招集する。

(書記)

第8条 委員会に書記を若干名置く。

2 書記は、国際ファッション産学推進機構職員の中から理事長が命ずる。

3 書記は、委員会の事務を処理する。

(職員の説明と資料の提出)

第9条 委員会は、必要に応じ関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

## 附則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。